

令和3年第3回区議会臨時会

議案説明資料

(議案第36号)

杉並区国民健康保険条例及び杉並区介護保険条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区では、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯等について、令和元年度分及び令和2年度分の一定の国民健康保険料及び介護保険料を減免しているところであるが、令和3年度分の保険料の減免措置に対する国による財政支援が実施されることとなったことを踏まえ、引き続き、保険料を減免することとした。

このことに伴い、新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免の特例措置の適用期限を延長する必要があるため、この条例案を提出する。

なお、この条例案は、「杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会」に諮問し、その答申を踏まえて、作成したものである。

また、関連する2件の条例について、条建てで改正することとする。

<改正の概要>

1 第1条による杉並区国民健康保険条例の一部改正

新型コロナウイルス感染症により、納付義務者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合等に、区長は、令和3年度分の一定の保険料についても、減免することができること等とする。(附則第12条)

2 第2条による杉並区介護保険条例の一部改正

前記1と同様の改正を行う。(附則第10条)

<実施の時期>

公布の日

(議案第37号)

令和3年度杉並区一般会計補正予算(第3号)

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費について、新たな事情や緊急性の観点から計上するものです。

【概要】

補正事業 3事業 1,097,926千円

【歳出予算】

○危機管理体制の強化	16,478千円
○予防接種	1,022,312千円
○感染症予防・発生時対策	59,136千円

【歳入予算】

○都支出金	75,614千円
○繰入金	1,022,312千円